



大都市行財政制度特別委員会による国に対する要望について

横浜市会の鈴木 太郎 議長、大都市行財政制度特別委員会の川口 広 委員長ほか2名が、本日、村上 誠一郎 総務大臣に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

村上大臣からは、横浜市会としての特別市の法制化の要望をしっかりと受け止める旨のコメントがありました。

1 要望内容

「特別市の法制化に関する要望書」（市会議長名）※別添

2 出席者

横浜市会議長 鈴木 太郎

大都市行財政制度特別委員会

委員長 川口 広

副委員長 竹野内 猛

副委員長 田中 ゆき

3 要望活動の様子



（村上総務大臣：左から3番目、古川総務大臣政務官：左から2番目、鈴木議長：右から2番目、川口委員長：右から3番目）

※写真データをご希望の場合は、下記、政策経営局までご連絡ください。

お問い合わせ先

(特別委員会に関すること)	議会局議事課長	金川 守	Tel 045-671-3005
(特別市に関すること)	政策経営局制度企画課長	松石 徹	Tel 045-671-4323



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



特別市の法制化に関する要望書

令和 7 年 1 月

横浜市会

横浜市会は、昭和22年5月の地方自治法施行に伴い、特別市制が法律に規定されたことを受け、特別市制促進実行委員会を設置して以来、半世紀以上に渡り、地方制度の調査とその改善促進を目指すとともに、大都市横浜にふさわしい新たな大都市制度の早期実現と、その実態に対応する税財政制度の確立に向けて議論を積み重ねてきました。

平成23年12月には、第30次地方制度調査会において大都市制度のあり方について審議が進められていくこと等を踏まえ、国における制度改革を働きかけるために、特別市の創設を強く要望する「新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議」を議決し、議決機関の立場として横浜市会の意思を明確に示しました。

平成24年8月には「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、地域の実情に応じた大都市制度の特例として道府県に特別区を設置することが可能になった一方、特別市については法制化に至っておらず、横浜市をはじめとする大都市が地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できない不均衡な状況が今日まで継続しています。

この間も横浜市会は、令和3年6月に「特別自治市制度の早期実現を求める意見書」を議決し、衆参両議院議長や内閣総理大臣等に提出しているほか、令和4年2月には、改めて、国等における特別市の早期実現に向けた取組を加速させることを強く要望する「「特別自治市」の早期実現に関する決議」を議決しました。

また、令和6年9月に、神奈川県内三政令市（横浜市・川崎市・相模原市）の市議会正副議長及び市長による懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現を目指す取組推進の共同メッセージを発出しました。

特別市は、市民サービスの向上はもとより、圏域の発展や日本の国際競争力強化によって、その効果を国内に広げ持続可能な地域社会の実現を図るもののです。

大都市を取り巻く様々な課題解決を新たな飛躍のチャンスと捉え、将来を見据え、日本全体の成長力を高め、経済を活性化していくために、地方創生を推進するとともに、大都市が持つ力を最大限発揮できる特別市の早期法制化の実現に取り組むべきです。

特別市の実現に向けては、国会において立法化されることが必要です。ついては、特別市の法制化に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和7年1月14日

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	関口昌一	様
衆議院総務委員長	竹内讓	様
参議院総務委員長	宮崎勝	様
内閣総理大臣	石破茂	様
内閣官房長官	林芳正	様
総務大臣	村上誠一郎	様
内閣府特命担当大臣	伊東良孝	様

(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、地方創生、アイヌ施策)

横浜市会議長

鈴木太郎

特別市の法制化に関する要望

1 特別市の法制化の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されてから68年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。

令和6年通常国会での地方自治法改正の議論においても、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること」が衆参両院で附帯決議された。

377万市民を擁する大都市横浜が、今後も持続可能な行財政運営を行い、日本経済の成長を牽引していくためには、都道府県から指定都市等への権限移譲のみならず、大都市がその能力を十分発揮できる大都市制度の抜本的な改革が必要である。

指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにするために、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置以外の新たな選択肢として、特別市の法制化を早期に実現すること。

2 内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会における大都市制度改革議論の推進

大都市制度の改革について検討がなされた第30次地方制度調査会の答申において、「特別市（仮称）」は、「「二重行政」が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する。また、大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。一方で、さらに検討すべき課題が存在するとし、引き続き検討を進めていく必要があるとされた。

横浜市は、令和4年12月に改訂公表している「横浜特別市大綱」の中で、第30次地方制度調査会答申で示された「さらに検討すべき課題」に対する考え方を提示している。しかし、第30次地方制度調査会以降、地方制度調査会において大都市制度改革の実質的な議論はされていない状況である。

特別市の「さらに検討すべき課題」に対する横浜市の考え方も踏まえ、特別市の法制化に向けて、次期地方制度調査会における大都市制度改革の議論を進めること。

資料

大都市制度の比較

制度	特別区 (いわゆる都構想)	指定都市	特別市
構造	<p>国</p> <p>道府県</p> <p>二重行政が解消</p> <p>特別区 (複数の基礎自治体を設置)</p> <p>2層制</p> <p>複数自治体</p>	<p>国</p> <p>道府県</p> <p>二重行政が存在</p> <p>指定都市</p> <p>行政区</p> <p>2層制</p> <p>1自治体</p>	<p>国</p> <p>特別市</p> <p>二重行政が解消</p> <p>行政区 (住民自治の強化)</p> <p>1層制</p> <p>1自治体</p>
施行	2013年	1956年	—
根拠法	大都市地域における特別区の設置に関する法律	地方自治法	なし

「第30次地方制度調査会」で示された「特別市」の意義

- 「二重行政」が完全に解消され、効率的・効果的な行政体制の整備に資する
- 大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まる

特別市の実現による効果

- 市民にもたらす効果
『大都市の自立により
市民サービスの向上と市内経済の活性化を実現』
- 近隣自治体の住民にもたらす効果
『近隣自治体との連携による持続可能な強い圏域づくり』
- 国民全体・日本にもたらす効果
『多極分散型社会の実現、日本の成長のエンジンに』